⑹　「橋梁下部工（耐震補強）の品質・耐久性向上に関する施工計画」及び「橋脚巻立て工における生産性向上に関する施工計画」が適正であること。

⑺　次の１）～４）に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、請負代金が4,000万円未満の工事は専任の義務を要しない。(建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合)

なお、申請できる配置予定技術者は最大３名までとする。

１）競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

２）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

ア）「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。

（建設業法施行規則第７条の３及び国土交通省告示第1424号(平成17年12月16日)参照）

３）平成20年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、下記の同種工事の経験を有する者であること。又は、平成20年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した海外施工実績のうち、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定された工事が下記の同種工事の施工実績を有していること。

同種工事とは、下記の㋐の要件を満たす工事とする。

㋐　橋脚補強又は鉄筋コンクリート構造物の施工実績

ただし、配置予定技術者として満40歳以下の若手技術者を配置し、かつ平成20年４月１日以降に上記に掲げる同種工事の経験を有する専任補助者を配置する場合に限り、配置する若手技術者に求める平成20年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した同種工事実績は以下のとおりとする。

㋐　コンクリート構造物の施工実績

なお、平成20年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業)、介護休業（同条第２号に規定する休業)(以下「産休育休等」という。)を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上（地域維持型ＪＶの構成員としての実績は出資比率が10％以上）であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

事業協同組合及び協業組合にあっては当該組合施工の場合に限る。

経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

また、当該実績の発注機関がＣＯＲＩＮＳに登録を義務付けている場合は、ＣＯＲＩＮＳに登録されていなければ、実績として認めない。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了を有する者であること。

５）本工事は、建設業法第26条３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

６）配置予定技術者に加え、専任補助者を配置する場合は、当該工事に専任で配置できること。なお、専任補助者は、上記１）～４）に掲げる基準を満たすこと。また、本工事に申請できる専任補助者は１名のみとし、専任補助者を２名以上申請した場合は、競争参加資格がないものとする。

⑻　申請書（競争参加資格確認のための添付資料を含む。)の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。)、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　本工事に事業協同組合または協業組合として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画)とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書(添付図面等を含む。)の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性

「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性

「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の適切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画)(加算点)

①　橋梁下部工（耐震補強）の品質・耐久性向上に関する施工計画

一般国道54号は緊急輸送道路として、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線であり、大規模地震時に軽微な損傷に留める必要があるため、技術提案は以下の「橋梁下部工（耐震補強）の品質・耐久性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○コンクリート巻立て工法の施工にあたり、既設コンクリートと新設コンクリートが付着することが構造物の耐久性に重要であり、既設橋脚の表面処理の施工にあたっては十分留意する必要がある。

○巻立てコンクリートの施工厚さは25ｃｍと薄く、鉄筋も配置されるため、隅々までコンクリートが行き渡るようコンクリートの締固めには十分留意する必要がある。

○アンカーの施工にあたっては、削孔時に既設鉄筋に損傷を与えないことが重要であり、アンカー削孔には十分留意する必要がある。

②　橋脚巻立て工における生産性向上に関する施工計画

本工事は、橋梁下部工の生産性向上を図るための施工について技術提案を求め、以下の「橋脚巻立て工における生産性向上に関する施工計画」を評価項目とする。

○昨今の社会情勢や技術者不足が懸念される建設業界の実状に鑑み、建設現場におけるイノベーションの推進や生産性向上を図るため、本工事では橋脚巻立て工における鉄筋の出来形管理において情報通信技術（ＩＣＴ）等による計測技術を活用した省人化・省力化手法を求める。

３）賃上げの実施に関する評価（加算点）

従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人あたりの平均受給額を３％以上、中小企業等は給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

４）賃上げ未達成による減点

公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、3⑴３）の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

㋐　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。